

ONTT 東西の FTTH アクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン 改定案

(下線は改正部分)

改定案	現行
<p>4 特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の主な規律</p> <p>(2)卸先事業者に適用される主な規律</p> <p>① 消費者保護規律（電気通信事業法第 26 条等）</p> <p>ここでは概要のみを掲載する。各規律の具体的内容については、消費者保護ガイドラインを参照する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約前の説明義務（電気通信事業法第 26 条） ・ 書面交付義務（電気通信事業法第 26 条の 2） ・ 初期契約解除制度（電気通信事業法第 26 条の 3） <p>※特定卸役務を利用して提供される電気通信役務は、本制度の対象となるものとして指定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の休廃止の周知義務（電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項） ・ 苦情等処理義務（電気通信事業法第 27 条） ・ 不実告知等の禁止（電気通信事業法第 27 条の 2 第 1 号） ・ <u>自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止（電気通信事業法第 27 条の 2 第 2 号）</u> ・ 勧誘継続行為の禁止（電気通信事業法第 27 条の 2 第 3 号） ・ 卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務（電気通信事業法第 <u>27 条の 4</u>） <p>(4)卸先契約代理業者に適用される主な規律</p> <p>特定卸役務について、卸先契約代理業者に適用される電気通信事業法の主な規律は、上記(2)①の消費者保護関連規定のうち、契約</p>	<p>4 特定卸役務に関して適用される電気通信事業法の主な規律</p> <p>(2)卸先事業者に適用される主な規律</p> <p>① 消費者保護規律（電気通信事業法第 26 条等）</p> <p>ここでは概要のみを掲載する。各規律の具体的内容については、消費者保護ガイドラインを参照する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約前の説明義務（電気通信事業法第 26 条） ・ 書面交付義務（電気通信事業法第 26 条の 2） ・ 初期契約解除制度（電気通信事業法第 26 条の 3） <p>※特定卸役務を利用して提供される電気通信役務は、本制度の対象となるものとして指定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の休廃止の周知義務（電気通信事業法第 26 条の 4 第 1 項） ・ 苦情等処理義務（電気通信事業法第 27 条） ・ 不実告知等の禁止（電気通信事業法第 27 条の 2 第 1 号） ・ 勧誘継続行為の禁止（電気通信事業法第 <u>27 条の 2 第 2 号</u>） ・ 卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務（電気通信事業法第 <u>27 条の 3</u>） <p>(4)卸先契約代理業者に適用される主な規律</p> <p>特定卸役務について、卸先契約代理業者に適用される電気通信事業法の主な規律は、上記(2)①の消費者保護関連規定のうち、契約</p>

前の説明義務、**不実告知等の禁止及び勧誘継続行為の禁止**であり、卸先契約代理業者はそれらの規律を遵守する必要がある。また、卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務は、電気通信事業者に課されるものであるが、卸先契約代理業者においては、当該措置に基づき業務を実施しなければならないという意味で、間接的に適用される。

(別表) 電気通信事業法上問題となり得る行為

(2) 特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①競争阻害的な料金の設定等 (略)	(略)
②契約前の説明義務の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第2章の解説を参照。	第26条
③書面交付義務の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第3章の解説を参照。	第26条の2
④業務の休廃止の周知の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第8章の解説を参照。	第26条の4第1項
⑤苦情等の処理の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第5章の解説を参照。	第27条
⑥不実告知、事実不告知 ・消費者保護ガイドライン第6章第1節の解説を参照。	第27条の2第1号
⑦自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止 ・消費者保護ガイドライン第6章第2節の解説を参照。	第27条の2第2号

前の説明義務、**不実告知等の禁止及び勧誘継続行為の禁止**であり、卸先契約代理業者はそれらの規律を遵守する必要がある。また、卸先契約代理業者に対する指導等の措置義務は、電気通信事業者に課されるものであるが、卸先契約代理業者においては、当該措置に基づき業務を実施しなければならないという意味で、間接的に適用される。

(別表) 電気通信事業法上問題となり得る行為

(2) 特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①競争阻害的な料金の設定等 (略)	(略)
②契約前の説明義務の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第2章の解説を参照。	第26条
③書面交付義務の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第3章の解説を参照。	第26条の2
④業務の休廃止の周知の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第8章の解説を参照。	第26条の4第1項
⑤苦情等の処理の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第5章の解説を参照。	第27条
⑥不実告知、事実不告知 ・消費者保護ガイドライン第6章第1節の解説を参照。	第27条の2第1号

⑧勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ・消費者保護ガイドライン第6章第3節の解説を参照。	第 27 条の 2 第 3 号
⑨卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第7章の解説を参照。	第 27 条の 4

(3) 特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①競争阻害的な料金の設定等 (略)	(略)
②排他的な割引サービス (略)	(略)
③関係事業者と一体となって行う排他的な業務 (略)	(略)
④契約前の説明義務の履行不十分 ・(2)に同じ。	第 26 条
⑤書面交付義務の履行不十分 ・(2)に同じ。	第 26 条の 2
⑥業務の休廃止の周知の履行不十分 ・(2)に同じ。	第 26 条の 4 第 1 項
⑦苦情等の処理の履行不十分 ・(2)に同じ。	第 27 条
⑧不実告知、事実不告知 ・(2)に同じ。	第 27 条の 2 第 1 号
⑨自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止	第 27 条の 2 第 2 号

⑦勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ・消費者保護ガイドライン第6章第2節の解説を参照。	第 27 条の 2 第 2 号
⑧卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分 ・消費者保護ガイドライン第7章の解説を参照。	第 27 条の 3

(3) 特定卸役務について卸先事業者(市場支配的な電気通信事業者に限る。)が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①競争阻害的な料金の設定等 (略)	(略)
②排他的な割引サービス (略)	(略)
③関係事業者と一体となって行う排他的な業務 (略)	(略)
④契約前の説明義務の履行不十分 ・(2)に同じ。	第 26 条
⑤書面交付義務の履行不十分 ・(2)に同じ。	第 26 条の 2
⑥業務の休廃止の周知の履行不十分 ・(2)に同じ。	第 26 条の 4 第 1 項
⑦苦情等の処理の履行不十分 ・(2)に同じ。	第 27 条
⑧不実告知、事実不告知 ・(2)に同じ。	第 27 条の 2 第 1 号

・(2)に同じ。	
⑩勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ・(2)に同じ。	第 27 条の 2 第 3 号
⑪卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分 ・(2)に同じ。	第 27 条の 4

(4) 特定卸役務について卸先契約代理業者が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①契約前の説明義務の履行不十分 ・(2)に同じ。	第 26 条
②不実告知、事実不告知 ・(2)に同じ。	第 27 条の 2 第 1 号
③自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止 ・(2)に同じ。	第 27 条の 2 第 2 号
④勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ・(2)に同じ。	第 27 条の 2 第 3 号

⑨勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ・(2)に同じ。	第 27 条の 2 第 2 号
⑩卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分 ・(2)に同じ。	第 27 条の 3

(4) 特定卸役務について卸先契約代理業者が行う行為

電気通信事業法上問題となり得る行為	該当条項
①契約前の説明義務の履行不十分 ・(2)に同じ。	第 26 条
②不実告知、事実不告知 ・(2)に同じ。	第 27 条の 2 第 1 号
③勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ・(2)に同じ。	第 27 条の 2 第 2 号